

高齢者等ごみ出し支援事業補助金Q&A(団体向け)

1 登録申請(変更)について

1-1	団体の登録は、どうすればよいですか？	高齢福祉課へ団体登録申請書(対象世帯名簿や協力員名簿等を添付)を提出いただき、審査のうえ登録を決定いたします。
1-2	団体の登録申請に必要な書類は何ですか？	以下の書類をご提出ください。 ☐ 高齢者等ごみ出し支援事業団体登録申請書(様式第1号) ☐ 事業実施区域を示す地図 ☐ 高齢者等ごみ出し支援事業対象世帯名簿(様式第2号) ☐ 世帯要件確認調査に対する同意書(様式第2号の2) ☐ 高齢者等ごみ出し支援事業協力員名簿(様式第3号)
1-3	ごみ出し支援を含む活動に対して、市から補助金を受けているのですが？	ごみ出し支援(それに類する業を含む)について、市や国・県等から別の補助金等を受けている場合は、事前に高齢福祉課までご相談ください。
1-4	月の途中で補助対象世帯の追加等により変更があった場合は、その月の補助金はどうなるのですか？	月の途中で補助対象世帯が追加となる場合や、やむを得ない事由により補助対象世帯が廃止となる場合で、その月に週1回以上のごみ出し支援を実施していれば、その月は補助金交付の対象となります。なお、補助対象世帯が変更となる時は、速やかに変更連絡書に変更後の対象世帯名簿を添えてご提出ください。 提出がない場合は、補助金の交付はされません。
1-5	補助対象世帯に変更があった場合に提出する対象世帯名簿は、変更部分のみ記載すればよいですか？	変更連絡書を提出する時点におけるすべての対象世帯を記載してください。
1-6	協力員に変更があった場合に提出する協力員名簿は、変更部分のみ記載すればよいですか？	変更連絡書を提出する時点におけるすべての協力員を記載してください。
1-7	ごみ出しの団体登録の要件に協力員の人数は特に定められていないですが、1名での申請は不可ですか？	継続して支援が必要なため、2人以上での登録をお願いいたします。

2 団体に関すること

2-1	町内自治会の老人会などが実施する場合、申請者名は誰になりますか？	老人会などの代表者で申請できます。
2-2	配食サービスなど、ごみ出し支援以外の業務を併せて実施してもよいですか？	ごみ出し支援が円滑に行われれば差し支えありません。
2-3	団体の協力員への報酬などを支給してもよいですか？	団体の規約などに明記し、報酬などを設定・支給することは差し支えありません。

3 補助対象世帯に関すること

3-1	補助対象世帯の基準はありますか？	自らごみをごみステーションへ排出することができず、補助対象世帯の要件のいずれかに該当する一人暮らし世帯が対象です。なお、同居者がいる場合は同居者も同様の要件を満たすことが必要になります。
3-2	補助対象世帯の要件(1)～(4)に該当する方について、必要な書類はありますか？	対象世帯名簿に、世帯要件確認調査に対する同意書(様式第2号の2)を添付してください。 なお、同意書の添付が難しい方がいる場合には、その旨を備考欄に記入いただくことで差し支えありません。
3-3	補助対象世帯に補助対象外の世帯の分が含まれていた場合、補助金の支給を受けられますか？	補助対象世帯分のみ補助金が支給されます。 なお、補助対象世帯以外の方へのごみ出し支援を独自に行うことは差し支えありません。
3-4	一つの補助対象世帯に対して、二つの団体が交互にごみ出し支援を実施してもよいですか？	団体への補助金(運営支援)の交付は、補助対象世帯数に応じて交付されるため、一つの補助対象世帯に複数の団体が補助対象世帯として申請を行うことはできません。

3-5	補助対象世帯について、障害の種類を限定して対応してもよいですか？	原則として障害の種類を限定して対応することは認められません。
-----	----------------------------------	--------------------------------

4 収集に関すること

4-1	収集場所はどこですか？	玄関先などになりますが、補助対象世帯の方と相談して場所を決めていただきます。
4-2	預かったごみは、いつどこに出すのですか？	ごみ・資源物等の種類に応じた収集曜日に地域のごみステーションに出していただきます。
4-3	ごみ出し支援のための訪問回数は決められているのですか？	ごみ・資源物等の排出量や種類などを考慮し、補助対象世帯の方と相談して回数を決めていただきますが、最低でも週1回以上の訪問をお願いいたします。
4-4	声かけとは具体的に何ですか？	希望がある場合、玄関先のインターフォンなどを活用し、ごみ収集に来たことなどを告げる「声かけ」を行うものです。なお、異常が確認された場合は、必要に応じて自治会役員、民生委員、各区高齢障害支援課(美浜区は、美浜区地域づくり支援課)などへの連絡をお願いいたします。緊急時には、警察、救急などへの通報をお願いします。
4-5	利用料金を設定し、補助対象世帯から利用料金を徴収してもよいですか？	団体の規約などに明記し、利用料金を設定・徴収することは差し支えありません。

5 補助金の交付に関すること

5-1	補助金交付申請の際に添付する書類はありますか？	毎月のごみ出し支援実績について、対象世帯から確認の署名をもらった「実績明細書」を添付してください。なお、対象世帯が自署又は記名押印することが難しい場合、団体の代表者又は民生委員が代筆することで対応いただいで差し支えございません。
5-2	補助対象世帯の収集実績がなかった場合、1万円の支給はありますか？	補助対象世帯の収集実績があった初めての年度、1回限り補助されますので、収集実績がなければ補助金交付申請はできません。
5-3	粗大ごみの運び出しを行った場合、補助金の支給を受けられますか？	補助金の支給対象となるのは、可燃ごみ、不燃ごみ・有害ごみ、資源物です。なお、粗大ごみの運び出しを独自に行うことは差し支えありません。

6 その他

6-1	この補助金についての問い合わせ先はどこですか？	問合せ先は以下のとおりです。 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課(在宅支援班) 千葉市中央区千葉港1-1 高層棟9階 TEL:043-245-5250 FAX:043-245-5548
-----	-------------------------	---